

賃貸物件の管理を次世代に任せる アパート信託

こんなケースがございませんか？

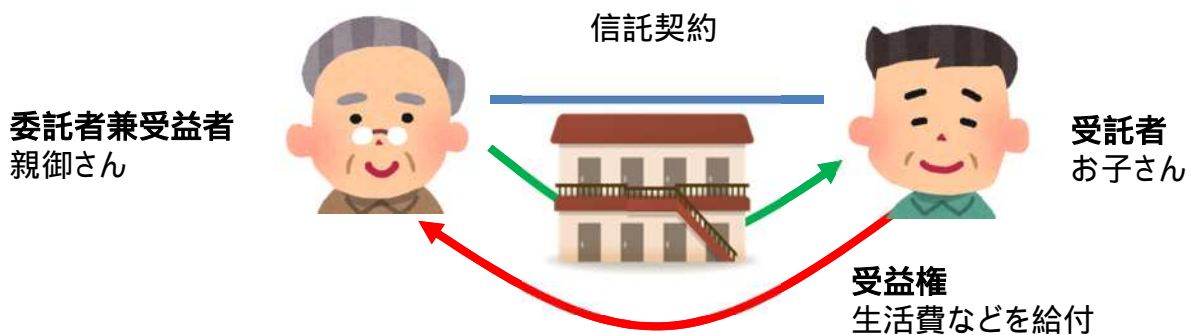
アパートなどの賃貸物件をお持ちの親御さんがいらっしゃいます。
万が一、親御さんが認知症になると、どんな事に困るでしょうか？



認知症になると

- アパート経営者が認知症になると次の事に困ります。
 - ▶ 銀行口座からお金が下せなくなります。
 - ▶ 賃貸借契約が結べなくなります。
 - ▶ 管理委託契約が結べなくなります。
 - ▶ 大規模修繕ができなくなります。
 - ▶ 不動産の売却や建替えができなくなります。
- 成年後見人(法定後見人)をつけても、相続税対策のためのアパート建設や不動産の売買はできません。
- 財産が多い方の場合、成年後見人に弁護士や司法書士が選ばれる可能性が高くなります。専門職が後見人になると後見人報酬が継続的に発生します。

家族信託なら



- 親御さんが元気なうちに、お子さんにアパートを信託します。
- お子さんが家賃の回収や経費の支払を行ってアパートを管理していき、その利益を親御さんに給付します。
- お子さんに管理・処分権限を与えることによって、親御さんが認知症になった後も、お子さんがアパートを管理し、必要に応じて売却や建替えもできます。

家族信託のご相談を承ります。
お電話にてお問い合わせください。